株式会社TIMELEFTが運営する保険薬局につきまして、厚生労働大臣が定める掲示事項等を以下の通り掲示いたします。

					1	
あおぞら薬局 根津店	あおぞら薬局 根津1丁目店	あおぞら薬局 流山おおたかの森店	あおぞら薬局 上大岡店	あおぞら薬局 東大島店	あおぞら薬局 中目黒店	あおぞら薬局 板橋仲宿店
調剤報酬点数表に基づき地方厚生(支)局長に届け出た事項等						
〇 (調基1)	○ (調基1)	〇 (調基1)	〇 (調基1)	〇 (調基1)	〇 (調基1)	〇 (調基1)
〇 (薬連強)	〇(薬連強)	〇 (薬連強)	〇(薬連強)	〇(薬連強)	〇(薬連強)	-
〇(後発調3)	○(後発調3)	〇(後発調3)	〇(後発調3)	〇(後発調3)	○(後発調2)	〇(後発調3)
〇(地支体2)	〇(地支体2)	〇(地支体1)	-	-	-	-
〇(在薬総1)	〇(在薬総1)	〇(在薬総2)	〇(在薬総1)	-	-	-
○(薬DX)	○(薬DX)	〇(薬DX)	○ (薬DX)	○ (薬DX)	○ (薬DX)	〇(薬DX)
-	-	-	-	-	-	-
○ (か薬)	○ (か薬)	○ (か薬)	-	-	-	-
-	-	〇(薬菌)	-	-	-	-
-	-	〇(在医麻)	-	-	-	-
-	-	〇(在中栄)	-	-	-	-
○ (在薬)	○ (在薬)	○ (在薬)	○ (在薬)	○ (在薬)	○ (在薬)	○ (在薬)
調剤報酬点数表の調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則並びに療担基準に規定される事項等						
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
	根津店 (調基1) (薬連強) (後発調3) (地支体2) (在薬総1) (薬DX) - (が薬) - (在薬) なび保険薬剤師療養担当	根津店 根津1丁目店 (調基1) (調基1) (調基1) (薬連強) (薬連強) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (佐薬は2) (地支体2) (在薬総1) (在薬総1) (不薬総1) (不薬の) (本薬の) (本薬の) (水薬) (水薬) (水薬) (水薬) (大保険薬剤師療養担当規則並びに療担基準に (本薬) (な薬) (大保険薬剤師療養担当規則並びに療担基準に (大保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	根津店 根津1丁目店 流山おおたかの森店 (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (他支体2) (地支体1) (在薬総1) (在薬総1) (在薬総2) (薬DX) (薬DX) (薬DX) (薬DX) (薬DX) (薬DX) (薬BX) (佐薬) (佐薬) (佐薬) (佐薬) (佐薬) (佐薬) (佐薬) (佐薬	根津店 根津1丁目店 流山おおたかの森店 上大岡店 (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (袋発調3) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (後発調3) (佐薬総1) (在薬総1) (在薬総1) (在薬総1) (在薬総1) (在薬総2) (在薬総1) (薬DX) (本薬的) (か薬) - ((本薬的) (在薬的) (日本薬的) (日本教)	根津店 根津1丁目店 流山おおたかの森店 上大岡店 東大島店 (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (後発調3) (極支体2) (在薬総1)	根津店 根津1丁目店 流山おおたかの森店 上大岡店 東大島店 中目県店 (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (調基1) (類連強) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (薬連強) (後発調3) (後発調2) (地支体2) (地支体2) (地支体1)

上記の掲示項目に関するご説明

調剤管理料 *1

当薬局では調剤管理料を算定しております。患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料 *2

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

医療情報取得加算 *3

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

介護報酬算定 *4

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。医療保険の方につきましては在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護保険の方につきましては居宅療養管理指導費及び介護 予防居宅療養管理指導費を算定しております。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

明細書発行 *5

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明 細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。

選定療養 *6

2025年10月以降、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬について先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

災害及び新興感染症発生時等の非常時に必要な体制 *7

当薬局は、災害及び新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保しております。

新型コロナウイルス感染予防対策として、従業員のマスク着用・手指アルコール消毒、薬局営業時間内の常時換気、待合室、調剤室内に空気清浄機・サーキュレーターの設置、受付・投薬スペースへのパーテーション設置、キャッシュレス決済導入に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染拡大防止に対する活動として、新型コロナウイルスにより店舗への来局が難しい方に向けた電話・通信機器による服薬指導やご自宅への配送に取り組んでおります。災害・新興感染症発生時等の営業体制確保のため、BCP(事業継続計画書)の作成、グループ内薬局、地域薬局と連携した医薬品の確保を行っております。